

新型コロナウイルス関連経済対策

～感染症とコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響への対応～

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油価格や物価の高騰が、多くの市民や中小事業者に影響を及ぼしています。

市は、市民生活の安定と地域経済への影響を最小限に抑えるため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策を実施します。ここでは、経済対策の一部を抜粋して紹介します。全事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

【ホームページ】 https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/post_118.html



感染拡大防止および地域経済・住民生活支援事業

庄原市キャッシュレス決済推進事業

市民向け

「な・み・か」「ほ・ろ・か」にポイントを付与し、地域内経済循環の促進と接触機会の低減を図ります。

ポイント
付与期間

9/1～
10/31

- ・買い物などでカードを提示し支払いをするとカード1枚につき5千ポイントを付与(1回限り)
- ※ポイントの使用は令和5年1月末までです。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係
☎ 0824-73-1178

宿泊割引等支援事業

市民向け
事業者向け

市内の宿泊施設と旅行業者などを支援するため、旅行代金を一部助成します。市民や観光客がお得に宿泊できます。

対象期間

2/19泊
まで

- ※詳しくは9ページ「得泊キャンペーン」をご覧ください。
- ※感染状況によって実施期間を変更する場合があります。

【問い合わせ】

商工観光課観光振興係
☎ 0824-73-1179

新たな生活様式に即した観光施設整備事業補助

事業者向け

市内の観光施設や宿泊施設などを運営する事業者が行う、新たな生活様式または社会構造の変化に対応した施設の整備を支援し、本市の観光需要の回復を図ります。

申請期間

12/28
まで

- ・補助率 2/3
- ・補助上限額 1千万円
- ・補助下限額 50万円

【問い合わせ】

商工観光課観光振興係
☎ 0824-73-1179

コロナ禍における原油価格・物価高騰対策事業

低所得者世帯臨時生活支援金

市民向け

国が実施する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯10万円)」の対象とならない世帯のうち、令和4年度市民税均等割のみ課税の世帯に対し、臨時生活支援金を支給します。

対象世帯へ
お知らせ

9月
下旬

- ・1世帯当たり5万円

【問い合わせ】

社会福祉課生活福祉係
☎ 0824-73-1166

子育て世帯支援臨時給付金

市民向け

物価高騰などの影響を受ける子育て世帯への支援として、児童手当(本則給付)の支給対象となる子どもおよびそれに準ずる高校生などを養育する保護者などに臨時給付金を支給します。

対象世帯へ
お知らせ

8月
以降

- ・対象児童1人当たり1万円

【問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係
☎ 0824-73-1192

中小企業者等エネルギー高騰対策支援金

事業者向け

エネルギー高騰の影響を受ける市内中小事業者の経営を支援するため、指定する算出方法に基づき、燃料費と光熱水費の10%を給付します。

申請期間

8/9～
9/30

- ・補助上限額 100万円
- ・補助下限額 5万円

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係
☎ 0824-73-1178